

保保発第1205001号
平成20年12月5日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

健康保険法施行令第36条における「保険者が定める額」について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第371号。以下「改正令」という。）の施行については、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について」（平成20年12月5日保発第1205002号）において通知されたところであるが、改正令第1条による改正後の健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条（以下単に「令第36条」という。）における「保険者が定める額」の趣旨については下記のとおりであるので、その運用にあたっては十分に留意の上、被保険者等への周知を図る等遺憾なきを期されたい。

記

財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等については、令第36条第1号及び第2号のいずれにも該当するものである。

これらの医療機関等において出産したことが認められた場合の出産育児一時金等の加算額は、機構の運営する産科医療補償制度における掛金（在胎週数第22週以降の出産（死産を含む。以下同じ。）の場合に発生）が3万円であることから、3万円が基準となるものであり、出産育児一時金等については在胎週数第22週以降の出産の場合、合計38万円を支給すること。

なお、令第36条において加算額については「3万円を超えない範囲内で保険者が定める額」としているのは、産科医療補償制度開始後の見直しの中で当該掛金の額が変動するためである。